

広島県告示第千百三十七号

次の診療所の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回され、及び同条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急診療所として認定した。

平成十九年十一月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 協力の申出が撤回された診療所

名 称	所 在 地
川岡整形外科	呉市音戸町波多見一丁目二八番一六号

二 救急診療所として認定された診療所

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
医療法人社団川岡医院	呉市音戸町波多見一丁目二八番一六号	平成三二年一月二五日	新規